

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		施業実施協定の認定の取消し
根拠法令(例規)及び条項		森林法第 10 条の 11 の 16 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号
関 係 条 項		森林法第 10 条の 11 の 12 第 1 項
所 管 課 係 名		農政課農林整備係
処 分 基 準	基 準	【根拠法令】 (施業実施協定の認可の取消し) 第十条の十一の十六 市町村の長は、第十条の十一の九第一項若しくは第二項又は第十条の十一の十三第一項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の十二第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。 【基準】 (施業実施協定の認可) 第十条の十一の十二 市町村の長は、第十条の十一の九第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。 一 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		